

エックス線診療室内における操作装置の設置について ～現状の問題点～

公益社団法人日本診療放射線技師会

JART



エックス線診療室内における操作装置の設置について

【背景】

近年の高齢患者増加と共に介助を要する撮影患者が増加し、患者の安全確保や診療の質を確保するために診療放射線技師等がエックス線診療室内に入って、患者を直接介助しながら照射タイミングを見計らって撮影する必要がある。



【経緯】

平成26年

- 要介護者等の撮影において、エックス線診療室内における操作の許可について厚生労働省へ相談

平成27年

- 関連団体での検討開始

平成28年

- エックス線診療室内での撮影操作検討委員会により報告書とりまとめ

エックス線診療室内における撮影の実施について

【検討会】

参加団体

- ・公益社団法人 日本診療放射線技師会
- ・公益社団法人日本放射線技術学会
- ・公益社団法人日本医学放射線学会
- ・一般社団法人 日本放射線専門医会・医会

オブザーバー

- ・一般社団法人日本画像医療システム工業会

検討会開催

第1回 平成27年11月10日

第2回 平成28年1月26日

提案要件

実態調査報告および転倒や転落事故が多く、の医療施設での安全確保上の問題となっている現状に基づき、法令の解釈が示されている通知文（医薬発第188号）の除外個別事項に、「要介助者の近傍で撮影を行う場合」の追加を提案する。

参考資料：医療法施行規則第30条の4

エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 天井、床及び周囲の画壁（以下「画壁等」という。）は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二 エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。
ただし、第三十条第四項第三号に規定する箱状のしやへい物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う等の場合であつて必要な防護物を設けたときは、この限りでない。

三 エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について：**医薬発第188号**（平成13年3月12日）
において、同項の解釈が示されているが、要介護者などのエックス線診療室の撮影は含まれていない

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

医薬発第188号（平成13年3月12日）

第二個別事項（三）エックス線診療室等の構造設備に関する事項

1 エックス線診療室（第30条の4）

（3）第2号のただし書のうち、今回改正された「近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う等の場合」とは、次に掲げる場合に限られること。

（ア）乳房撮影又は近接透視撮影等で患者の近傍で撮影を行う場合。

（イ）1週間に付き**1,000**ミリアンペア秒以下で操作する口内法撮影用エックス線装置による撮影を行う場合。

（ウ）使用時において機器から**1メートル**離れた場所における線量が、**6マイクロシーベルト**毎時以下となるような構造である骨塩定量分析エックス線装置を使用する場合。

（エ）使用時において機器表面における線量が、**6マイクロシーベルト**毎時以下となるような構造である輸血用血液照射エックス線装置を使用する場合。

（オ）組織内照射治療を行う場合。

なお、本号に掲げる「必要な防護物を設ける」とは、実効線量が3月間に付き**1.3ミリシーベルト**以下となるような画壁等を設ける等の措置を講ずることであること。

この場合であっても、（ア）から（ウ）については、必要に応じて防護衣等を着用すること等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。